
平成 30 年度第 1 回東京都北区子ども・子育て会議（第 22 回会議）議事要旨

[日 時]

平成 30 年 7 月 12 日（木）午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

[会 場]

北とぴあ14階 スカイホール

[出 席 者]

岩崎美智子	会長	伊藤 秀樹	委員	小田川華子	委員
我妻 澄江	委員	岡村 和俊	委員	木村 大輔	委員
佐田 義輝	委員	鹿田 昌宏	委員	田辺 茂	委員
石山 俊裕	委員	香宗我部まゆみ	委員	坂内八重子	委員
服部 晶子	委員	平山 卓	委員	今井 直樹	委員
大塚 麻子	委員	新保 友恵	委員	手塚 優子	委員

[次 第]

- 1 開会
- 2 議事

- (1) 「子ども・子育て支援計画 2015」中間見直しの完成について
- (2) 「子ども・子育て支援計画 2020」策定について
- (3) 保育園の待機児童解消の取り組みについて
- (4) 国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う保育料等の見直しについて
- (5) 児童扶養手当制度等の運用見直しについて
- (6) 平成 31 年度北区放課後子ども総合プランの実施について
- (7) 生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業について
- (8) 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について
- (9) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援教室について

- 3 閉会

【資料】

資料 1	「子ども・子育て支援計画 2015」の中間見直しの完成について 添付資料：「北区子ども・子育て支援計画 2015」（平成 27 年度～平成 31 年度）の中間見直し
資料 2	「子ども・子育て支援計画 2020」策定について 添付資料：別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4
資料 3	保育園の待機児童解消の取り組みについて
資料 4	国が進める幼児教育の段階的無償化に伴う保育料等の見直しについて

資料 5	児童扶養手当制度等の運用見直しについて
資料 6	平成 31 年度北区放課後子ども総合プランの実施について
資料 7	生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業について
資料 8	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について
資料 9	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援教室について

1. 開会

【会長】

みなさん、こんばんは。平成 30 年度第 1 回目目、通算でいいますと第 22 回目の北区子ども・子育て会議を開会いたします。

さて、今日は新年度の第 1 回目ということで、まずは子ども未来部長より挨拶をお願いします。

【事務局】

皆さん、こんばんは。お忙しい中、お暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私はこの 4 月 1 日に異動してまいりました子ども未来部長の都築でございます。そのほか私どもスタッフ、何人か変わっておりますが、この後皆様のご質問に答えるとき、ご紹介という形で紹介させていただくところです。

さて、今会長より、こここのところの社会一般の状況を申し上げていただいたところでございますが、皆様新聞をご覧になっているかと思います。昨日総務省の人口動態調査の発表がありまして、本年 1 月 1 日現在の人口が 1 億 2,000 万人ほど、前年度対比で 37 万人ほど減少しているということでございました。

一方で私どもこの 5 月 1 日に人口が 25 年ぶりに 35 万人に増加した。25 年ぶりです。今まで 33 万、34 万だったのですけれども、35 万人になりました。この全国的な人口減少と区部の人口増加のパラドクス、非常に私どもこの後の対応について、工夫が必要だと考えているところです。

東京都心部はほとんどが増加傾向です。私どもはこの傾向は多分 3 年 4 年は続くのではないかなどと考えておりますけれども、その後、例えばオリンピックの後どうなるのかなと、この辺非常に読みにくいところです。また来年は消費税増税した後に幼児教育無償化が実施されると聞いておりますけれども、この辺の私ども情報がなかなか詳しいところが伝わっていないところです。

この後、皆様のご意見等々伺いながら、私ども区の福祉行政にますます創意工夫をもって対応したいと思っているところです。きょうもまた一日よろしくお願ひいたします。

【会長】

それでは、新年度になりまして、委員も事務局も新たなメンバーとなったようですので、事務局からご紹介をお願いいたします。

【事務局】

私、今年度より事務局を務めさせていただきます、子ども未来部子育て施策担当課長の氏江と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局のほうから昨年度から交代された委員をご紹介させていただきたいと存じます。

<交代された委員の紹介>

【事務局】

以上の方が今年度新たに委員となる方です。

続きまして今年度第1回目の会議です。ので、事務局のほうのご紹介をさせていただきたいと思います。

<今年度の事務局紹介>

【会長】

それでは、新たなメンバーで今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは初めに事務局から、出席委員及び資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それでは、最初にまず資料の確認のほうからさせていただきたいと思います。

本日、机上のほうに配付させていただいている、資料のほうから確認させていただきたいと存じます。

まず1枚目は本日の次第です。2枚目が子ども・子育て会議の委員名簿です。

続きまして、子ども・子育て会議事務局名簿、本日の座席表をお配りさせていただいている。

そして、資料2といたしまして、北区「子ども・子育て支援計画2020」策定について、というものをお配りさせていただいている。こちらにつきましては、本文についてとその次に別紙1、その後、別紙2、分厚いホチキス留めの資料になってございます。こちらの資料、そして別紙3、ホチキス留めの薄い資料、あと別紙4といたしまして、支援計画2020策定のための意見書と書かれております。A4、1枚の資料です。

最後に資料9といたしまして、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援教室について、以上を本日机上でお配りさせていただいている。

もし何かありましたら事務局のほうにお声をかけていただければ、対応させていただきたいと存じます。

続きまして、既に事前に配付させていただいている、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

資料1といたしまして、北区「子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しの完成について

資料2については、先程ご説明しました本日の机上配付です。

資料3、保育園の待機児童解消の取り組みについて

資料4、国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う保育料等の見直しについて

資料5、児童扶養手当制度等の運用見直しについて

資料6、平成31年度北区放課後子ども総合プランの実施について

資料7、生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業について

資料8、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について

以上です。

では続きまして、本日の欠席委員につきましてご報告させていただきます。

本日、神永副会長は、欠席であるとのご連絡をいただいているところです。

北区民生委員児童委員協議会の榎本委員、北区青少年地区協議会の鈴木委員につきましては、本日ご欠席ということでご連絡があったところです。

以上でございまして、今回の定足数11名は充足させていただいておりますことをご報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

2. 議事

【会長】

それでは、議事に入りたいと思います。

一つ目です。「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しの完成について。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは本日最初の議題であります、「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しの完成についてご説明をさせていただきます。

委員の皆様の机上に「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しという冊子をお配りさせていただいています。

こちらにつきましては子ども・子育て会議の各委員の皆様におかれまして、ご検討を賜りましたこと、深く御礼申し上げます。

それでは資料1をお願いいたします。

「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しにつきましては、北区子ども・子育て会議におきまして2回にわたりご検討いただきまして以降、北区議会の文教子ども委員会での報告、区議会各会派及び無会派議員への意見書、そして東京都への協議を経まして、本日お配りさせていただきました資料のとおり完成いたしましたことをご報告させていただくものです。

内容につきましては、平成30年2月に開催いたしました子ども・子育て会議でもご報告させていただきましたが、2月にお示しした最終案からは平成31年度の人口推計値のみ区が行いました人口推計の話題に置き換えさせていただいたものです。

2番の経緯につきましては、お示しのとおりです。

以上、ご報告させていただきました。

【会長】

それでは、ただいまのご説明に対するご質問等はありませんか。

それでは議事の2番にいきたいと思います。

「北区子ども・子育て支援計画2020」策定について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは2件目「北区子ども・子育て支援計画2020」策定についてでございます。本日お配りさせていただきました資料2をお願いいたします。

まず項目1の要旨です。北区におきます子育て施策の総合的な計画として策定いたしました現行の「北区子ども・子育て支援計画2015」につきましては、計画期間が平成31年度に終了となるものです。

これまでの計画におきます継続性には配慮しつつ、幼児期の学校教育・保育、また地域の子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化や課題に対応し、子ども・子育て支援を総合的に推進するために、平成32年度からの5カ年計画といたします「北区子ども・子育て支援計画2020」の策定に着手をするものです。

平成30年度につきましては、区民の方への意識・意向調査を実施させていただくということを予定してございまして、平成31年度に計画の策定を行わせていただくものです。

つきましては、平成30年度に行います区民への意識・意向調査における調査対象（案）及び調査項目の素案を今回提示させていただきますので、ご意見を賜りたくお願いさせていただくものです。

続きまして、項目2は、意識・意向調査、調査対象（案）です。恐れ入りますが別添の別紙1をご覧ください。

こちらは子ども・子育て支援計画、意識・意向調査対象（案）をお示しさせていただいたものです。今回の調査対象といたしましては、表の左側にお示ししております6つの対象につきまして、対象案としてお示しさせていただいたところです。

それぞれご説明させていただきます。まずNo.1、就学前児童保護者とNo.2、就学児童保護者についてです。こちら2件につきましては右側の根拠のところにも掲載させていただいておりますとおり、子ども・子育て支援法第60条に定められてございます基本指針によりまして、就学前・就学児保護者に利用の状況及び利用希望の把握調査等を行うこととされているものでございまして、前回の「子ども・子育て支援計画2015」策定に向けました調査対象と同じ対象を継続しているものです。

続きまして、No.3です。12歳～18歳の区民及び、No.4、世帯主と子どものみの世帯です。こちらにつきましても、平成20年度の調査から継続してございます対象です。この二つにつきましては、これまでも調査対象としてまいりました中で、やはり状況の推移等を継続的に把握するためにも、今回継続して調査対象とさせていただきたいと考えているものです。

続きまして、No.5、25歳～44歳の男女です。こちらは今回より調査対象に加えさせていただいたものです。こちらにつきまして、今回調査対象に加えさせていただきました理由についてですが、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」及び「子ども・子育て支援計画中間見直し手引き」が示されました。その中に、平成30

年度～34年度末までの5年間で、25歳～44歳の女性の就業率80%、これに対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとされてございます。その中でやはり女性の就業を取り巻く環境につきまして、男女双方に調査をすることで、区が求められていますことを把握するために、新たに調査対象として加えさせていただいたものです。

最後にNo.6です。こちらも新しい項目で、妊婦の方を対象にさせていただくものです。こちらにつきましては、府内の検討で新たに出てきたものでございまして、今後出産をされ、子育てに取り組まれる方が考えていること、求めているニーズを調査することがやはり必要であろうということで、新たな調査対象として加えさせていただいたものです。

なお、前回の調査におきまして、調査対象とさせていただきました小学校5年生の児童につきましては、平成28年度に北区子どもの未来応援プランの作成時におきまして、小学校5年生を対象にアンケートを実施し、調査を行ったところです。

また今計画の調査におきましても就学児童の保護者、あるいは12歳～18歳の区民の方にアンケートを実施させていただく案となってございますことから、今回は小学校5年生を25歳～44歳の男女及び妊婦の方に変更させていただいたところです。

以上が今回お示しさせていただきました調査対象（案）のご説明になります。この後ご協議いただければと存じます。

恐れ入ります、もとの資料2のほうにお戻りください。

項目3です。意識・意向調査、調査項目（素案）です。調査項目の案につきましては、調査対象についてご了承いただいた後ご検討いただくことが必要なものですが、本日は調査対象（案）でお示しさせていただきました調査対象につきましての調査方法の素案としてお示しさせていただいているものです。

恐れ入りますが、別紙2のほう、ホチキス留めの資料です。こちらをご覧ください。

こちらが調査項目についてお示しさせていただいているものです。こちらにつきましては、調査対象のNo.1、就学前児童保護者からNo.4の世帯主と子どものみの世帯までの調査票をつけさせていただいているのですが、こちらは前回、平成25年度に調査を実施させていただきました際の調査票、こちらをベースとさせていただいているものです。

今回お配りさせていただきました別紙2におきましては、今回府内で検討いたしまして、新たに調査項目の案として加えたものにつきまして、前回、今お配りしている調査票に追加をする形で記載させていただいているところです。

例えば、別紙2の調査票の4ページをお願いできますでしょうか。4ページの上のほうに大きな星印がございまして、新規追加となっているものがございます。その下に問として北区での居住年数を教えてくださいという新たな質問項目を添付させていただいている形になっているところです。

そして、今回、調査票に追記をさせていただきました修正内容につきまして、まとめました資料といたしまして、別紙3をつけさせていただいています。

意識・意向調査項目の素案における前回調査からの変更案（一覧）と書かれてございます別紙3、A4横の資料をご覧ください。

こちらには別紙2の調査票に記載してございます前回の調査に対しての変更点について内容、理由などをまとめて記載させていただいている。票の見方ですが、一番左側から別紙2の調査票におきます該当ページと、前回からの変更内容、理由等につきまして、まとめて記載させていただいているものです。

本日はこの別紙3の一覧表を基に、主な変更点等につきましてご紹介させていただきたいと存じますが、恐れ入りますが別紙2の調査票につきましても、あわせてご覧いただければと存じますので、よろしくお願ひいたします。

恐れ入ります、ここで補足の説明ですが、今回お示しさせていただきました調査項目につきましては、現在も府内で検討を進めているところでございまして、今回お示しさせていただいた調査項目が現段階での案としてご覧いただければと存じます。今後、委員の皆様からのご意見や、また府内での検討も踏まえまして、見直しをさせていただくことが想定されます。本日につきましては、委員の皆様からご意見を広くいただきたいと考えまして、現状の項目案につきまして、素案としてお示しさせていただき、意見を賜りたいと考えているものです。

また調査対象のほうでお示ししました25歳～44歳の男女及び妊婦の方、この調査項目につきましては、大変恐れ入りますが、ただいま府内においても検討中でございまして、調査報告案につきましては、後日改めまして各委員の皆様にお示しさせていただきたいと考えてございますので、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

それでは恐れ入ります、長くなりましたが、内容に入らせていただきます。

今回の変更点は組織改正に伴う名称変更ですとか、計画の名称が変更になったこと、事業の進捗状況により文章の変更が必要なものも含まれてございます。ご説明につきましては、新しい質問項目や考え方の部分など、主な変更点についてご説明をさせていただきます。

まず最初に別紙3、一覧表の1ページをお願いいたします。調査対象の1、就学前児童保護者についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、別紙2の調査票ですと1ページからになりますので、あわせてご覧ください。

最初に別紙3一覧表の①です。別紙2の調査票ですと4ページをお願いいたします。こちらにつきましては質問項目の追加でございまして、北区での居住年数が何年であるか、また10年以内であれば転入の理由をお伺いするものです。こちらにつきましては、特に居住年数10年以内の方につきまして、出産または育児のタイミングで北区に転入された方々に対しまして、その理由を調査させていただきたいと考えたところによるものです。

この設問につきましては、調査対象の就学前児童保護者、また世帯主と子どものみの世帯の方に対しましても同様の設問を追加させていただくものです。

続きまして、別紙3、一覧表の④です。別紙2、調査票ですと22ページをお願いいたします。問38-3といたしまして、北区における子育ての環境や支援は、「北区に住み続けたい」もしくは「新たに北区に住みたい」という理由の一つになるかをお伺いするものです。区民の皆様に北区が子育てしやすいまちとして実感されているかどうか、この間の待機児童解消策や子育て支援施策の効果を確認させていただきたい

と考えているところです。

続きまして別紙3、一覧表の⑤です。調査票では同じ22ページです。「子どもをよく連れて行く公園や施設はありますか」ということで、子育て世代から人気がある公園、施設等を把握させていただくためのものです。

以上が調査対象、就学前児童保護者向けの内容です。

続きまして、別紙3、一覧表の2ページをお願いいたします。

調査対象に就学児童保護者にさせていただきます。別紙2の調査票におきましては23ページからが就学児童保護者用となってございます。

こちらにつきましては、一覧表の項目の④と⑤、調査票のほうでは恐れ入ります33ページのほうにお進みください。問20と21です。こちらにつきましては、平成31年度から王子第一小学校を除く小学校で放課後子ども総合プランが実施されますことから削除させていただくものです。

就学児童保護者向けの内容につきましては、以上です。

続きまして別紙3、一覧表の4ページをお願いいたします。調査対象3、12歳～18歳の区民です。別紙2の調査票のほうでは、39ページから12歳～18歳の区民となってございます。こちらにつきましては1カ所です。調査票の42ページでございまして、問11と12が、教育相談所が教育総合相談センターになりましたことから、選択肢の文言を変更させていただくものです。

12歳～18歳の区民向けの変更点につきましては、以上です。

次に別紙3、一覧表の5ページをお願いいたします。調査対象の4、世帯主と子どものみの世帯の方に対してです。恐れ入ります、別紙2の調査票では48ページからです。

なお、こちら別紙3の一覧表5ページの③です。こちらにお示しの項目につきましては、全体を通しての意見といたしまして、現在も府内で調整中の項目です。この調査対象には虐待に対する質問がございますが、こちらは世帯主と子どものみの世帯に向かになってございますことにつきまして、虐待に対する質問を世帯主と子どものみの世帯に絞る必要があるのかというものです。こちらは現在府内でも調整中ですが、各委員の皆さんのご意見を頂戴できればと考えてございます。

世帯主と子どものみの世帯については、以上です。

以上が意識・意向調査の前回からの主な変更点についてのご説明でございました。

恐れ入ります、1枚目の資料2のほうにお戻りください。

一枚目の資料2です。項目3の下の括弧の部分です。

今回はこの資料を提出させていただくことが遅れまして申しわけございません。今回お示しさせていただきました区民の意識・意向調査の調査報告の素案につきましては、大変量が多くなってございます。本日もこの後ご意見等を賜りたいと考えてございますが、今日一日ではなかなか見切れない内容となってございますので、本日とあわせまして後日メールにてもご意見をいただけたらと考えてございます。

ご意見をいただける際の用紙につきましては、資料2の最後に別紙4としておつけしてございますが、明日メールにて意見書提出用の用紙を送信させていただきたいと考えてございます。提出の締め切りにつきましては、恐れ入りますが7月23日、月

曜日正午までお願ひしたいと存じます。

提出方法につきましては、メールにて本資料の5番に記載してございますメールアドレスのほうまでご提出いただければ幸いです。また、メールでのご提出に支障があります場合には、後ほど事務局までご連絡をいただきましたら調整させていただきたいと存じますので、あわせてよろしくお願ひいたします。

続きまして、裏面の項目4の平成30年度の予定です。

7月23日を調査報告（素案）へのご意見の締め切りとさせていただきます。

その後、7月中を予定されておりますが、国から子ども・子育て支援事業計画策定の手引きが発出を予定されてございます。今後、出てくる内容を踏まえまして内容を整理させていただきたいと考えてございます。

8月上旬ですが、北区子ども・子育て会議各委員へ調査対象決定のご報告をさせていただきますとともに、本日以降、頂戴いたしましたご意見等を反映させていただきまして、調査項目（案）を作成させていただき、改めてご提出させていただくとともに、改めて各委員の皆様のご意見を頂戴したいと考えてございます。なお、この際、各委員の皆様にはメールにてご連絡、またはお願いをさせていただくことを考えてございます。

調査項目（案）に対するご意見の締切は、8月中旬を考えさせていただいている。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

そして次回お集まりいただく、北区子ども・子育て会議（第2回目）につきましては、8月23日の木曜日を予定してございます。調査項目につきましての最終検討をお願いしたいと考えてございます。

その後、教育委員会、北区議会への諸会委員会の報告等を経まして、10月に区民の皆様への意識・意向調査を実施させていただきます。

そして12月ごろ、北区子ども・子育て会議（第3回目）において、意識・意向調査の状況をご報告させていただきまして、平成31年2月～3月、北区子ども・子育て会議（第4回目）にて意識・意向調査の取りまとめについてご報告をさせていただける予定です。

最後に項目5につきましては、本件につきましての問い合わせ先、及び意見書提出先をお示ししてございますので、ご参照いただければと存じます。

委員の皆様におかれましてはご多忙の中の中、まことに恐縮ですが、何卒ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。大変長くなりましたが、ご説明は以上です。

【会長】

それでは、ただいまのご説明に関してご質問、あるいはご意見がありましたらお願ひいたします。

【委員】

今回の意識・意向調査から新しい項目で妊婦さんの調査と言っていたのですけれども、対象は完全に妊婦さんだけなのですか。それとも産後のある程度の期間がたった

方も加わるのかどうなのか、いわゆる、実際に初産で最初の3カ月、まだ最初のほうでどういうことなのかわからない方もいれば、もう産後日がたつ方もいらっしゃれば、出産後にすごくいろいろ気づくようなことがあると思われる方もいらっしゃると思うのですけれども、その調査対象が完全に妊婦さんだけになるのかどうか教えていただけますでしょうか。

【事務局】

一応今回のこの妊婦の対象のところにつきましては、完全に妊婦さんだけを考えさせていただきます。まだお配りをさせていただいた調査票の配付の仕方等につきましては調整中ですが、基本的には、例えば母子手帳をお渡しさせていただく際に実際にご協力をお願いしていくやり方を考えているところです。実際に生まれた後の方につきましては、就学前児童の保護者ということで、対象として組ませていただいています。なので、そちらのほうでご意見等を拾っていけばというふうに考えているところです。

【委員】

ある程度、就学前児童のということになると、出産に関してのアンケート調査方向に関しては、余りそこに触れられないのではないのかなというのがあるのですけれども。アンケートの内容が全然違ってきますよね。妊婦さん対象のそういう出産に対するニーズの調査と、就学前は子育てに関してのどちらかというと調査になってくるので、そこら辺は普通でいいのかどうか、例えば今見たときに、どんなアンケートになるのかと思うのですけれども、今回は完全に妊婦さん限定ということで今お聞きしたのですけれども、そこら辺は変わらないんでしょうか。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。一応妊婦さんだと配付方法がなかなか難しいのでどうしていこうかというところがございますが、ただいまのご意見を踏まえまして、例えばそういうところまで広げることが可能なのかどうか、それは私どもで協議して検討してまいりたいとは考えてございますが、現在におきましてはとりあえず妊婦の方の対象ということで、報告をさせていただこうと考えているところでございました。ただ、今後、ご意見いただきましたところを対応できるかどうかは検討させていただきたいと思います。

【委員】

この世帯の調査は子どもの貧困対策も含めた内容になるのでしょうか。まず、その点についてお伺いできますでしょうか。

【事務局】

今回の調査につきましては、一応子ども・子育て支援事業計画に基づきました調査ということさせていただいている。子どもの貧困対策というところにつきまして

は、子ども未来応援プランですか、そういったところで調査をさせていただいているところでございまして、なるべくほかの計画との重複、これはできるだけないようにさせていただきたいというふうに考えてございます。今現在につきましては、貧困に対することをメインに聞くみたいなことは今のところは想定させていただいているところです。

【委員】

この中で子ども・子育て支援施策を検討するにおきましても、やはり経済的に困難なご家庭にどのように配慮していくのかという観点は、やはり外すことはできない重要な観点なのではないかと思います。それで、今ご提案いただいている調査票でこの観点から分析できるとすると、問37の収入、世帯年収だけが手がかりになる項目なのではないかと思いますが、この場合、世帯人数によりましても、やはり生活感覚というのは変わってくるかなと思います。

そこで、一つ問い合わせを増やしていただいて、例えば現在の暮らし向きですね。5段階で聞いていただくというようなことをしますと、そこで段階的に経済的に苦しいと感じているご家庭は、どのようなニーズが多いのかということが端的にわかるかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。調査項目につきましては、今後府内でも検討していただく中で、ただいまのご意見を踏まえまして検討させていただきたいと存じます。

【委員】

今までの記録を探してみたんですが、第3回の会議のときに、前回2015年の素案を考えたときの話で、区独自にアンケートとか聞き取り調査を今後考えていきたいというお話が出来まして、それはどういったことかといいますと、この2015の計画の22ページに回収結果が出ているのですけれども、あらかじめみんなで打ち合わせをしていていたときにやっぱり回収が少ないねって言っていた3番と4番が結果も少なかったということで、どうしてもシングルのご家庭だと、こういった書類に目を通す時間もないで、独自に聞き取りができたらとか、あと12歳～18歳の中で特に15歳～18歳の回答が少ないという懸念があったのですね。この年代の自殺率がとても高いというところで、問題はこのアンケートが返って来ない子たちの動向だというお話が、その素案の前後で出ていたのですね。

どうしても15歳以上は中学を卒業してしまうと追えないという話が、そのときにも出ていたのですけれども、このアンケート結果をもとに何か区としてアクションができたらなという、意見です。とても大変なことは重々承知なのですけれども、それを気にかけていただけたらなと思うのと、もう一つ意見は、その3番の世帯主と子のみの保護者の方のアンケートのどこかに、そらまめ相談室の電話番号とか、チラシを入れていただけると、アンケートは返せないけど何か相談したいという方がいらっしゃる

やるかなと思うので、ぜひ活用していただけたらと思います。

【事務局】

ただいまのご意見につきましては、どういう構成にさせていただくか、後ほど考えさせていただきたいと思います。

【事務局】

今、そらまめ相談室についてご質疑をいただいたと思います。そらまめ相談室につきましては、今年度も児童育成手当を受給されている全世帯の方へそらまめ相談室の周知させていただくとともに、またこの後、ご報告をさせていただきたいのですが、ひとり親の方にぜひ使っていただきたいということで、北区の助成をしている子ども食堂についての情報など、そういったところを通知をさせていただく予定です。

【委員】

この調査票の22ページにあるもの、新規追加項目を見て気づいたこと、意見です。この新規追加のところで、「子どもをよく連れて行く公園や施設がありますか」という、こういった項目を見て、思ったのですけれども、これ北区をフォーカスした全体的なアンケートになっているのですけれども、ただベンチマークになるような、周辺の例えば豊島区とか、要は住みやすい、例えばよく「子どもを連れて行く公園」とか、自分の住んでいる近隣でそこは多分おしゃれなカフェがあって、遊具も近くにあってお茶もできるとか、要はそういうベンチマークなるようなものが、例えば幾つも情報として拾えるかなと思っていて、例えばこの公園の話なのですけれども、例えば住環境とか、もしくは今後この上の項目は「北区に住み続けたいか」とかいう意見なのですけれども、もし住み続けたくなかったら、どういう区に行きたいとか、そういうベンチマークになるような情報がもし取れるんだったら、北区の今後こういう区の施策をまねするというか、参考にしながら新しい施策をやったほうがいいのかという情報が拾えるのかなどの意見です。

【事務局】

ただいまのご提案いただいた項目につきましては、まだ内容が決まっていない状況ですので、選択肢等を考えていくに当たりまして、何か工夫をさせていただきたいと存じます。

【委員】

2点ほどあります。1点目は世帯主と子どものみの世帯に関する調査なのですが、先ほど大塚委員から言ってくださって気づいたのですが、子ども・子育て支援事業計画2015の回収結果、22ページを見ると、前回139件ということで、印象ですけれども、139件くらいを5年ごとにとて比較しても、その対象者に結構ばらつきが出てしまって、比較結果として大丈夫なのかなと。結果の妥当性が大丈夫なのかなというのを感じました。せめて2倍くらい配付して2倍くらい回収できたほうが、

その調査の精度として成果が上がるのではないかというのを感じたというのが一つの意見です。

二つ目は、これも世帯主と子どものみの世帯の変更案のところで書いてあったのですが、虐待についての質問はこの調査票だけじゃなくて、ほかにも聞いたほうがいいのではないかということなのですけど、分析としてどんなことを考えていらっしゃるかによって、それって変わってくるような気がするんですけど、この虐待の項目というのはどのような形で隣接して、どういうふうに施策に生かす予定なのかということを教えていただければと思います。

それによってあえて入れる必要があるのか、それとも調査票は今でも結構項目が多いと思うので、あえて入れないという方向もあり得るのかなと思うので、その辺を教えていただければと思います。

【事務局】

まず1点目の世帯主と子どものみの世帯の方に対するアンケートの回収率がなかなか低いというお話です。それぞれ調査対象は、特定の個人を追っているわけではございませんので、それぞれらつきというものは出てくるということは当然想定させていただいている。

今300名という数字を設定させていただいているのは、一応母数が大体北区におきまして、大体約1万5,000世帯。こちらがございまして、それを統計学上の算式に当てはめまして、300という形で設定させていただいているところです。そちらにつきましては、ただいま委員のほうから、もう少し多く回収できる工程というところで、また序内のほうでご検討させていただきたいと考えているところです。

【事務局】

虐待の項目は本当にひとり親だけが載っていて、虐待はどの家庭にも起こりうるということで、もあるのだとしたら、全部のほうがいいかなということを全体的な調査の中で書かせていただいた次第です。ここによって意識づけみたいなものもできるかなという、多くのものを裂けませんので、そういう感じで意見をここで挙げさせていただいたものです。

【委員】

2点目の虐待の項目については、例えば入れた調査の中でその割合を比べてみて、どの世帯に特に多く見られてというような分析があつたりとか、あとはいろんな支援を利用しているかということと、その虐待との関係ということを調べるなどにも、分析がわかれれば、例えば就学前の子どもの保護者に調査するというような調査票に入れるときにも多分活用が生かされてくると思うので、そういったことが考えられるのかなというふうに思いました。

【委員】

保育園の代表として私は奉仕をさせていただいて、いろいろな最近子どもたち、小

学生、中学生の方々にいろいろな思いがありまして、非常に子どもたちの心が不安定だったり、何ていうのですか、非常に居場所がないというようなことを伺います。先ほど虐待とかいうお話で、そういう調査を行って、例えば12歳～18歳までのもので、あなたの居場所はありますか、例えば家庭の中に居場所がありますかとか、学校の中に居場所がありますかとか、要するにいて安心できる場所があるかないかによって、子どもたちの情緒の安定とか、生活のリズムとかは根本的に違ってくるのではないかと考えているのです。

子ども・子育て会議の調査の対象から外れるとかさまざまご意見があろうかと思いますけれども、一番大事なのは、親御さんの生活の形も大事だし、いろいろな就労の形も大事だと思うのですけれども、子どもたちが受け取る心情、僕はあまり当てにされていない、何ていうのか、居場所がないなとか、居づらいなど、お父さん、お母さん忙しいなとか、何か迷惑をかけちゃいけないなとかというようなときに、子どもが家庭に何か居づらい、何か友達といふうが楽しいとか心情もあるのではないかと思うのです。

そういう意味合いで、子どもの居場所というものがどういうふうに、子どもたちが感じているか。大人が考えるのでなくて、子どもたちがどういうふうに考えているのかということをある部分、調査をすることも必要じゃないかなと。それは子ども・子育て会議として、何ていうのですか、施設として、制度として、これを生かしていく上で、非常に根本的な問題が大切になってくるんじゃないかなと。子どもが参加して、子どもがよかつたなと思うような政策、また施策をお考えいただけるのではないかなというふうに思っております。

これが今、保護司として活動する中で考えていること。やっぱり私たち子どものいろいろなことがありますから、子どものほうに情報提供しなきやならない事例も出てきますし、児童虐待とかの疑いがあるとか、どうしても現場の意見として、意見を申し上げなければならないことにもなりますので、そういうようなことを考えたときに、子どもたちの居場所ということ、親御さんと子どもたちとコミュニケーション、周りの大との子どものとのコミュニケーションというようなところを考えしていく必要があるかなと考えております。

今度は保育園の話。保育園の幼児教育が保育園制度の無償化に向けて政府が動き出していますけれども、そうなってきたときに、保育園、幼稚園に入園を希望する人が今よりもまた増えてくる可能性が十分に考えられるときに、現在、今保育課長をしていますけれども、いろいろと施設整備のほうにご尽力いただいて、今本当に、先ほど資料を覗いて見たので、待機児童が40というふうな資料がございましたけれども、またこれから第2次解消策ということを引き続きやっていかなければいけないのじやないかなというふうな思いがしているのですね。

それと同時に、父さん、母さん本当は育児休業をきちんと取得して、制度的には取得できますから、取得して育児休業、1歳または1歳半、今は2歳とか3歳とかいうふうなことも言われていますけれども、十分に愛情を込めて育て、その上で施設に預けるというふうな形が本当は一番希望されているのじやないかなというふうに思っているのですね。今はやむを得ない形でゼロ歳から預けないと復職できないからという

ふうなケースが多いんではないかなと。保護者の皆さんのお話を伺っているたび、様子を聞いていたり何かすると、そういうことなのですね。

だったら子育て支援ということをしていくならば、何かそこのところに育児休業をとって1歳、1歳半、2歳までお手元で愛情を込めて子育てしていただいて、それから施設にというふうなこともできるような政策というふうなのは、数と競争原理になってしまふので難しいなと思うのですが、一つの理想に資する方向としてそういうふうなことを念頭に置いて、私たちは保育というものを進めていかなければならぬのかなというふうに、本当に思ったことですね。

これから先、施策をどんどんやっていく上で育児休業明けでも預けられるような保育制度、キャパシティというのですが、数、入園児童数の増加とかというふうなことも念頭に置いていただければよろしいんじゃないかなと。

また会社のほうでもやっぱり雇用することになれば、ワーク・ライフ・バランスというのだからワークのほうも少しそういうふうなところにご配慮いただいていると思うのですけれども、働きやすい心おきなく子育てができる職場環境、また今マタハラとかいろいろ嫌な言葉がいっぱい氾濫していますけれども、そういうふうなことがないような、何ていうのですか、ワーク、仕事の世界になっていければよいのではないかと思って。

これからも保育園の仕事は続けていかなければならないという、すみません、意見と感想なのか申しわけないのですけれども、そういうことですので、ひとつよろしくお願ひします。

【委員】

今の委員のご意見から思い出したのですが、今、待機児童の問題も大変で皆さん保活でゼロ歳児で預けるというのは、4月に預けないとそこから外れてしまうので、4月にあわせて預けられる方が圧倒的に多いと思うのですが、ゼロ歳児を保育園で預かるときに保育士さんの数って、すごく多いですよね。年が上になるほど保育士の数は少なくていいということで、非常に高上がり状態で、実は本当は自治体なり国なりで1歳～1歳半子どもを育てる間、有給でお金を出してゆったり育ててもらったほうが、お金は全然かからないという、そういう調査・研究の報告もあって、だから4月にいっせいに入れないと大変みたいな状況って、「どうにか」ならないのかなと。4月生まれの子から3月生まれの子まで、1歳になるのが何月になるのかというのが随分違うと思うのですけど、保活を考えて、子どもを生むという人をたくさん知っています。だから、そこを考えながら子どもを生むという若い保護者の方たちに同情を禁じえないというか、もう少し何とかならないのかなと思います。

それとはまた別として、さっきの虐待のことなのですが、この調査項目を見ると、自分が子どもを虐待していると思うことがありますかという質問ですよね。私は子ども食堂と無料の学習支援教室をやっていて、毎週のように親御さんやお子さんと会うのですが、虐待している親御さんって、実は虐待をしているって全然思っていない人が圧倒的に多いのですよね。

そういうのって指摘しても全くわからないというか、理解できない。ぶつっていない

から虐待じゃないとか、食事を与えているから虐待じゃない、自分がやっていることは正しい教育だとか、しつけだというふうに思っている方も多いので、こういう質問って、どうなのかなと思ったりします。

虐待だとわかっていては、虐待はほとんどないのではないかというふうにも思いますし、その辺、もし虐待を入れるなら、何かほかの質問のほうがまだ良いのではないかと疑問に思います。

【事務局】

虐待のところにつきましては、今、府内におきましても、そういったような調査対象にお答えできるのか、というところで議論されているところでございまして、ただいまの委員からいただいたご意見、こういったものを参考にさせていただきながら、今後、まずは府内で検討させていただいて、この後案のほうに送らせていただきたいと考えてございます。

【会長】

今のお話は先ほどの委員からでた話にも関係があって、どういう分析とか、どういうことを聞きたいかによって変わってくるということなので、その辺はご検討いただければと思います。

【委員】

要望が一つあります。北区の子どもの医療費の援助は18歳までで、23区の中でも手厚いと思うので、北区における子育ての環境や支援の満足度についての質問の中の選択肢の一つにでも追加して、医療費援助が充実しているということは満足度を高めることに寄与しているのかどうかというのを聞いたらいいいのではないかと思います。選択肢に入るようでしたら、医療費援助の状況に対する実施についても聞いたらいいいのではないかと思います。

【事務局】

今、ご紹介ありました医療費制度については北区は高校生の入院までということで、若干手厚くしているところです。そういう意味では、そこの部分をどうかというような聞き方であれば、一定程度参考になるかと思いますけれども、その辺はボリューム感ですか、高校生に特化というところですので、その辺は府内で検討させていただければと思います。

【委員】

別紙3の「子どもをよく連れて行く公園や施設はありますか」という質問を追加されるという点について。これは小学生の質問用紙のほうにもし入れることができれば、小学生はどういう施設やどういう公園に行っているのか把握できるのではないかと思いますので、追加できれば入れていただきたいなと思います。

それから、よく行っている公園や施設を聞くだけではもったいないので、今ある既

存の土地や公園の資源をよりよく使えるようにするために、例えば「近くにあるけど行かない公園はありますか」とか、「なぜ行かないのですか」と聞いて、その選択肢に、例えば「暗い」とか、「安全ではない感じがする」とか、「遊具が適切ではない」などをあげてはどうでしょう。私も子どもを公園に連れていって、こんなに子どもがいるのに子ども用の遊具ではなく、成人とか高齢者用の健康関係の遊具があって使われていないのはもったいないなと思うこともあるので、そういう保護者の声がどこかでてくる項目、選択肢あるいは自由回答欄があるといいのかなと思いました。

【事務局】

まさしく公園について聞くとき、どこに行かないという話はしないと思います。では、その後どうするんだということにつながるような部分もあると思います。今後も実際に調査項目を策定するに当たりまして、ボリューム感というところがありますので、どこまでというところはありますが、今、例えば委員からご意見いただきました内容を踏まえまして、所管とも調整させていただいて検討させていただきたいと考えてございます。

【委員】

46ページあたりになると思うのですけれども、12歳～18歳の方向けのアンケートのところで、「将来の仕事についてあなたの考え方方に近いものはどれですか」という質問があるので、これってすごくふわっとしていると思うのですけれども、何か具体的につきたいと考えている仕事に丸をつけるなどが具体的に記述してもらうというのができたら、どれくらいそれをやりたいと、この時点で考えられているかなとか、キャリア教育が生かせているのかなというのが確認できるのかなということを、カウンセリングとかを仕事にしているので思いました。

保育士不足と言われていると思うのですけれども、私は保育選考学生のキャリアカウンセリングとかをしているときに、結構小さいときから保育士になりたかったという人が多かったのですけど、ここで、だから、もし保育士とかが出てくるのであれば、その内容のページの問27で「弟や妹以外の赤ちゃん・幼児と遊んだことがありますか」というのがあって、もしかしたらそういうのも何かつながる項目かなと思って、何か保育士不足にもつなげられるのかなと思ったのです。

何でというと、保育について学ぶ短大とか専門学校とか大学を選ぶのって、もう18歳までに選んでいるので、大体新卒で保育士になる人というのは、もうこの時点で、18歳の時点ではもう保育士になりたいと思っている人なわけなのです。もちろん養成校に通わなくても保育士資格は取れるんですけど、やっぱりそれはなかなか大変なので、新卒でなりたいという人はやっぱり養成校を選んでいるので、それを決めているタイミングって、ほかの人たちより結構早くて、大学に入ってから何をしようかなと考える人よりも早いので、もう18歳の段階で決めているという意味だと、何か、ここで保育士という書く子がどれくらいいるのかと、単純に知りたいなど私は思つたりしたので、何かそういうのがあればなというのがありました。

【事務局】

問27もまさに幼児と遊ぶことがありますかということでお伺いしている中で、その方がどのような将来に対するかということにつきましてのところも、聞けるところがありますので、調査項目の中にどのように入れるかは考えさせていただきたいと思います。

【委員】

何度も申しわけございません。調査対象のところで、300が並んでいるのが非常に気になるのですが、統計的な分析ができないんですね。300ですと。ですので、1,000とか1,500でも統計的な分析を行うというのは非常に難しいのではないかと思います。ですので、もう少し対象者数が増えないものかといいます。

例えば、就学児童保護者の場合だと、これは学校を通して配付して回収するという方法をとる場合、郵送費を削ることができますので、対象者を増やすことができるのではないか。要はこれ、そうすると調査票の印刷代、紙代が増えるということで、そんな部分です。ですが郵便代は節約することができますので、多少、就学児童保護者あるいは12歳～18歳の区民につきましては、学校単位、学校の中の一クラスを選んでやるんですね。学校も全ての学校をやるのでなくて、地域性がある程度わかるかと思いますので、こういう地域の中で一つの学校を選び、その中の2年生の一クラス全員に書いてもらうかとか、そのような方法でサンプリングをすることで、回収率が非常に上がります。ですので、1,000人に配付をしても800人以上からは返ってくるということが可能になるのですね。

郵送費を省くことができますので、例えばここを1,000とあるところを2,000としまして、そのような方法でやることで、かなりたくさんの調査票を回収することができ、ある程度有意義な分析が可能になるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

【事務局】

調査対象数が300というものがなかなか少ないというところは、委員からのご指摘のとおり、該当するなと思ってございます。今委員のほうからいろいろ節約の方法につきましては、ご提示していただきましたけれども、やはり調査をするに当たりましては、やはりなかなかいろいろな手続等が必要な部分もございます。その中で、今委員のおっしゃったとおり回収率、いわゆる実際に得る数、そこがやっぱり少なくなり過ぎるのは問題だというところにつきましては、また内部のほうにも検討させていただきたいと思いまして、どこまでできるかというところにつきましては、実は予想は今できないところですが、先ほどほかの委員の方からも300という数字がどうかというところのお話がございましたので、そこにつきましては検討させていただきたいと考えます。

【委員】

46ページ問23のいわゆるこの結婚みたいなことですけれども、最近同性婚がす

ごいどこの自治体でも認められて、このアンケートの聞き方って、同性婚が全然前提にない聞き方をされているので、項目の中に時代的には同姓婚は考えてもいいとか、認めているとかというのも一つあってもいいのかなというのがありました。いわゆるここで本当に既成婚しか全然考えていないアンケート、問い合わせではあるので、一つそれを入れることによって、何かそういうことの考え方が直せるというのも一つかとは思います。それが一つ意見です。

【事務局】

今現在の社会を取り巻く状況はその方向に向いているものもあるかと思いますので、一応所管する部局とも相談しながら、その調査方法の選択肢といいますか、項目として追加することにつきまして、検討させていただきたいと思います。

【会長】

今皆様からいろいろご意見をいただきましたが、これから調査項目の検討に入るわけなのですから、やはり計画方法を検討するに当たっては調査対象を早目に決める必要があります。先ほど別紙1のほうで1から6ということで、提案をさせていただいたわけですが、いかがでしょうか、今後の調査項目の構成の部分もありますので、この内容で進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それから調査項目につきましては、非常に内容が多くて、今だけではとても見切れませんので、先ほどお話がありましたように、7月23日の正午まで、お気づきの点をどうぞお送りいただければと思います。よろしいでしょうか。お願いいいたします。

それでは、議事の3に行きたいと思います。

【事務局】

それでは保育園の待機児童解消の取り組みについて、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料3をご覧ください。

資料3の項目の1番です。保育所等における児童受け入れ数増の実績及び今後の見込みについてです。

平成30年4月の時点におきます児童の受け入れ数につきましては、対前年度比で797名の受け入れ数の増を達成したところです。ただ現在、平成31年4月までには260名、平成32年4月に向けましては、161名の受け入れ数増を見込ませていただいているところです。取り組みの内容につきましては、後ほどご説明させていただきたいと存じます。

次に、項目の2番です。保育園待機児童数についてです。過去3年間の活動を示してございます。平成28年4月におきましては、232名の待機児童数が発生してございました。その後、待機児童解消に向けた取り組みを進めてまいりました中で、平成29年4月におきましては、82名、平成30年4月におきましては、42名まで減少しましたが、残念ながら北区としまして待機児童解消といった状況には至っていない状況です。

その下の地区別の内訳です。浮間、赤羽西、赤羽東の赤羽地域、また王子西、王子東の王子地域におきましては、待機児童がゼロという状況を達成してございますが、滝野川西地区及び滝野川東地区におきましては、依然として待機児童が発生している状況がございます。

裏面をお願いいたします。項目3番の今後の待機児童解消の進め方についてです。平成30年4月におきましても、滝野川西地区及びその周辺におきまして、待機児童が発生している状況を踏まえまして、認可保育所及び小規模保育事業所の募集にさらに取り組んでまいりますとともに、区内の各地区におきます動向等を見据えながら、必要に応じて保育施設の誘致等を行ってまいりたいと考えているところです。

項目の4番以降では、区の審査を通過しまして、具体的に整備が進められてございます物件などをご説明させていただきます。

まず項目4-1、平成30年度中に新規開設予定の施設ということで、滝野川七丁目に（仮称）正光寺保育園 板橋駅前園という小規模保育事業所が平成30年9月に開所予定となってございます。定員は19名でございまして、運営者は資料に記載のとおりです。

次の項目4-2では、平成30年度中の受け入れ数増の計画といいたしまして、2点ほどございます。こちらの2点につきましては、既に昨年度の子ども・子育て会議におきましてご報告済みの案件です。が、この後、平成30年度中の内容を含みますので、改めましてご報告をさせていただきます。

まず1点目は（1）私立としまみつばち保育園の移転拡大についてです。平成30年4月に開園しました、としまみつばち保育園につきましては、現在、旧区立王子保育園つぼみ分園の建物を活用して開園しているところですが、この後10月に区有地であります旧北区職員豊島寮跡地に移転し、定員につきましてもお示しのとおり増員をさせていただくものです。

2点目の（2）私立LIFE SCHOOL こどもの森の移転拡大ですが、旧赤羽台保育園と旧赤羽台つぼみ保育園を活用した公私連携型保育所LIFE SCHOOL こどもの森です。現在はゼロ歳から4歳児園として運営を行ってございますが、本年11月に、桐ヶ丘区有地に移転し、4歳児の受け入れ枠を拡大しますとともに、5歳児の受け入れを開始する予定です。

次の項目5-1では、平成31年4月以降の新規開設予定施設3カ所を記載してございます。

（1）につきましては、（仮称）グローバルキッズ志茂保育園で、志茂三丁目にございました日本化薬の跡地で進んでおりますマンション建設設計画にあわせまして、整備させていただく私立保育園です。開設は平成31年4月を予定してございまして、定員は35名となってございます。

恐れ入ります、資料の2枚目をご覧ください。

（2）につきましては、（仮称）MIWA田端保育園です。田端五丁目にございます東京都住宅供給公社の跡地につきまして、区で公募を行いまして、審査の結果お示しの社会福祉法人が認可保育園を開設することになったものでございまして、定員は85名です。

こちらの（仮称）M I W A 田端保育園の開設時期等についてです。当初平成31年4月開設を予定させていただいてございましたが、建設予定地の東京都住宅供給公社の田端住宅跡地に地下空洞があるとの報告がございました。現在地下空洞の状況につきまして調査を行っておりますが、必要に応じて空洞の埋め戻し作業、この発生が想定されますことから、現在平成31年4月の開設が困難となっているところです。今後調査の結果を踏まえまして、工事の工程を見直しますとともに、開設時期等につきまして、保育事業運営事業者等で調整を行わせていただきたいと存じます。

(3) が(仮称)キッズガーデン北区滝野川です。滝野川六丁目で、定員76名の認可保育所ということで、計画が進んでいます。

最後に、項目の5-2です。

平成31年度に向けた受け入れ数増の取り組みについてです。

(1) につきましては、駅前にございます私立明日香保育園につきまして、現在1歳児から3歳児の保育を行っていただいているが、このたび園舎を増築いたしまして、平成31年4月から4歳児及び5歳児それぞれ12名の計24名について、定員を拡大していただくものです。

(2) につきましては、区立神谷北つぼみ保育園や清水坂つぼみ保育園におきまして、平成31年4月から、3歳児の進級枠を確保しますとともに、認定こども園のさくらだこども園では、4歳児から5歳児の進級枠を確保するという動きがございます。

以上、説明を申し上げました。

【会長】

ただいまのご説明に対して、ご質問等ありますでしょうか。

【委員】

保育士不足のこと、伺いたいのですけれども、待機児童は減っているということで素晴らしいなと思うのですけれども、今年の春に横浜市のほうで、箱はあるのだけれど、保育士がいなくって、休園が決定してしまって、何十人も園児が移動しなければいけなくなったというふうに、結構大きなニュースになったと思うのですけれども、待機児童を解消していく中で、保育士獲得で大変だと思うのですよね。たとえ今いたとしても、その人たちは異動してしまうかもしれない、団体というわけではないと思うのですけれども、保育士獲得で、保育園で一番それが課題だと言われていると思うのですけれども、それに対して、何か区は支援をしたりしているのでしょうか。具体的に、例えば大田区となる助成金があったりとかして、保育士の養成校で指導相談していると、地方の学生で都内で就職したいという子で、大田区で探したと言っていて、どうしてというと、そういう助成金があるというポスター見たみたいなことを言って、大田区に限定して探しているという学生もいたりするのですが、北区は家賃補助はあると思うのですけど、8万とかぐらいはあったと思うのですけれども、今半分以上の23区だとやっているので、余り、そこは売りにはなっていないのかなというところがあって、何かそういう支援をされるのかなというのを聞きたいということと、あともう一個が、保育士の養成校の学生の話を聞いていると、地元で就職したい

という学生がやっぱり多いのですね。ほかの一般企業に比べて、もう近いところで探したいという学生が多くて、都内の養成校で話を聞いていても、実家というか、自宅のある埼玉の家から自転車で行ける範囲で就職したいですという学生が結構圧倒的に多かったりするので、さっきの質問したところと重なってしまうと思うのですが、北区とか、この辺の中高生で保育士になりたいと思う人が増えると、そこにいる人で就職する人は多いのかなというのは私も何となく思っていることなのですね。

なので、保育士になりたい人を育てたり、例えば、保育士体験を中高生にたくさんしてもらうとか、何かそういう、お金だけでするのではなくて、そういう保育士になってみたい人を地元で増やすというのも、保育士不足の改革になるわなど私は思っていたりするので、何かそういう取り組みがあれば、教えていただきたいなと思っています。

【事務局】

まず、保育士不足の支援策なのですが、北区のほうでは、国や東京都の制度を活用した取り組みを最大限推進させている立場で、幸いにして、今現在、横浜市のような問題は起きていない状況ですが、ただ、確かに各自治体で商品券をとか、独自にとか、そういった取り組みがあるのですが、果たして、そういったことで確保する取り組みが、果たして、それがいいのかという議論はございます。ただ、北区としては、いろいろ区全体で、良好な保育ができるような、研修支援ですとか、そういったところは、区立保育園もそうですし、私立保育園さんのはうも、私立保育園長会などの組織と連携してさまざまな取り組み等を行っている中で、そういったものを実習の中で、北区は働きやすいんだということをご理解いただけるようにしていきたいという考えです。

2点目の学生の受け入れのお話というのは、本当に参考になるところでございまして、今、たまたまなのですが、北区の中学生が、いろんな職場で働いている活動というのをやっておりまして、私は今、保育園を回っているんですけど、よく保育園で先ほどの活動をしている中学生に会いまして、そういう子たちも将来、保育園で働けたらいいなと思っていただけるような、そういう気持ちで取り組ませていただきたいと思います。

【委員】

履歴書添削とかしていると、結構多くて、中学生の時の保育園での体験でやったりで決めましたみたいなことで、志望動機にも書いている学生もいたりするので、結構大事なことかなと思います。

地元志向がやっぱり強いので、育てていくというのも結構大事かなと思います。

とても心配しているのは、例えば、つくば市とかは3万円ついているのですけれども、近くの下妻市とかは、今まで全然保育士不足になったことがなかったのだけども、結構つくばに取られちゃうようになって、ここ近年、突然保育士、結構採用が難しくなったというのを保育園の園長さんから聞くことが何度かあったのですね。

というのもあって、今は近隣だと3万出してくれるところはないので、大丈夫だとは思うのですけど、突然、埼玉のどこが、突然3万つけてあげたら流れちゃうかもし

れないなという、危機感はあります。

【事務局】

他区の動向については、注視してやっていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

【委員】

北とぴあの4階に「N P O・ボランティアぷらざ」という、北区のボランティアの拠点施設があるので、そこで毎年恒例で夏休みの体験ボランティアという事業をしていまして、中学生、高校生、100人ぐらいですかね。専門学生も中には要るんですが、ほとんど中高生で、そこを100のプログラムで施設、高齢者施設や保育施設、それからボランティア団体などが受け入れをしています。

受け入れる側の施設あるいはボランティア団体も大変なのですが、相手が中学生、高校生だと、ちゃんと約束どおり来るかとか、きちんとした態度で仕事をするかということもあるのですが、ある程度の期間、仕事として大人がやっているところについて学ぶということは、とても大事な経験じゃないかなと思います。

高齢者施設だと、将来そこで介護の仕事に就きたいとか、保育園に行けば、そういう保育士になりたい、そういう将来の仕事を考える一歩になるかなというふうに感じています。

運営にかかわっているので、発言いたしました。

【委員】

保育士さん不足のお話しばっかり出ますが、私立の幼稚園の先生も大変不足しております。実際、北区とか多摩のほうの園長先生とお話をすると、今年職員の募集をかけたけども、一人も来なかつたとかという私立の幼稚園も、結構あります。

先ほどお話にもございましたけど、家賃補助で8万とかつくような区がありますけれども、私立の幼稚園の先生には、補助がつきません。どこの区も、私立の幼稚園の先生に補助を出している23区の区内の行政とかの一つもありません。保育士さん、待機児ということで、物すごく聞こえはいいのですが、そちらのほうの、もし北区で、そういうこと考えたことがある方は、私立の幼稚園の教員のこういうのを手厚くしていただけたらなと思います。

それと、もう一つ、今、次世代を担う中学生、うちの園にも、今、明桜中かな。先月は十条富士見中。ちゃんと職場体験に来ております。

なるべく、幼児と生徒が触れ合うようにして、男の子、女の子関係なく、将来、幼稚園の先生になりたいなどいうふうに、友好を演出し、保育園に来て、保育士さんになりたいなどいう女子生徒もおりますので、そういった意味で、近い将来の北区の財産となるような中学生に、我々の職場を体験し、子ども、乳幼児等を接する機会を参加する分、やはり経験させてあげたいなと思っておりますので、今後とも、よろしくお願ひします。私立の幼稚園もよろしくお願ひします。

【会長】

貴重なご意見をありがとうございました。
それでは、次に行ってよろしいでしょうか。

【委員】

保育士等のご心配いただきて、本当に募集しても前報がない状態というのは、事実です。だから、例えば紹介会社から紹介してもらうと、年収の21%から25%の手数料払う。幾らぐらいと思います。100万ぐらいなのですよ。そういうようなことをして、採用せざるを得ないような状況のときもあるかと思います。

今のところ、北区で保育士増によって、保育のほうも定員3名とか、定員9名とかというお話は聞いてないので、その辺は、それぞれの計算に応じた方が、努力されているのだと思います。

ただ、私立保育園は、私どももそうですけれども、厚労省が定める子どもの人数による保育士の配置数よりも、多く配置しているのです。通常より多く配置しているというのが状態です。それはなぜかというと、やっぱり30人に一人といつても、やっぱり3歳児、4歳児、5歳児のあたりですと、人数、私どもの保育園ですと、非常に高齢化が進んでいる地域ですので、子どもたちの数が。今、5歳児11人しかいませんから、厚生省基準にしても、0.3人しか保育士がいない。そういう状態では保育を進めていくうえでは難しいので、複数配置をするというようなことを考えていました。保育士数は厚生省基準、厚労省基準よりも上回って、過剰過員に配置して保育を進めているというのが現状。数を減らせば行き届くということは、本部の質の第一だというふうに、私どもは考えていますので、その辺のことは、今後も、それぞれの保育園の園長先生が、配備していくことなのじゃないかなというふうに考えております。

あとは、新しく卒業された方は、私立保育園に勤めていただきて、何とか勤めていただけけるような職場環境、働きやすい職場環境をつくっていくというふうなのは、私、法人保育園の経営していくうえでの指針等を非常に考えていますので、私立保育園に長く勤めていただいている関係上、安定的な保育士を配置できるというふうなことも、つながっていこうかと思います。

また、先程の委員からもお話をありました中学生の体験学習。毎年来ていただきて、それぞれの保育園で協力をさせていただいております。夏休みなどにも来ていただいております。私どもも、ボランティアとか体験学習に来るもの拒まずという姿勢で、私立保育園を進めさせていただけておりますので、考慮いただければ、いつでも受け入れさせていただく、ただし、同じ時期に中学生の体験学習が来るので。こっちの中学校と、こっちの中学校から一緒に来ると、なかなか調整しなきやならないから、できれば時期をずらしてやっていただけると、いつでも受け入れをする。受け入れさせていただくことは可能かなというふうに思っております。

これから先、保育士もっともっと、また保育園の数も増えていくと思います。保育士不足という、保育士の採用ということに関しては、いつも心を気にかけて、進めさせていただけておりまして、やっぱり毎年一人、二人というふうな、優秀な保育士さ

んを採用していきたいなというふうに考えております。

【会長】

それでは、次に行かせていただいてよろしいでしょうか。

資料の4ですね。国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う保育料等の見直しについて。

【事務局】

それでは、私から4点目になります、国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う保育料等の見直しについて、ご報告をさせていただきます。

恐れ入ります、資料の4番をご覧ください。

1番の要旨です。

本件につきましては、国が幼児教育の段階的無償化を進めていく中で、平成30年3月に公布されました政令に基づき、子育て世帯の保護者負担の軽減が拡充されるものでございまして、国の改正の趣旨に合わせまして、幼児教育に係る保育料等の改定を行うものです。

2番の改正内容です。

ひとり親世帯等を除く年収約360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減です。

3番では、(1)で区立幼稚園の保育料。裏面の(2)では、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・私立認定こども園の保育料。(3)では、従来制度型の私立幼稚園に通園する児童の保護者が支払う保育料に対する補助金です。就園奨励費の補助額について、お示しをさせていただいているところです。

三つのそれぞれの表の見方ですが、今回、国が軽減を行う対象となる階層が、太線の枠で囲まれたところとなってございます。それぞれのマスにおきまして、括弧で囲まれました下段の金額を上段の金額に改正するものです。

(1)の区立幼稚園の表ですが、利用者から徴収する保育料でございまして、市町村民税所得割課税額が7万7,100円以下の第1子のところですが、現在1,600円の保育料をいただいておりますところ、これを0円とさせていただきます。

恐れ入ります、裏面をお願いいたします。

(2)の子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・私立認定こども園の保育料につきましては、こちらも利用者から徴収する保育料にございますが、市町村民税所得割課税額が7万7,100円以下の第1子のところですが、現在1,600円の保育料をいただいておりますところ、これを0円とさせていただきます。

一方、(3)の下の表です。が、こちら従来制度型の私立幼稚園に通園する児童の保護者が支払います保育料に対する補助金です。就園奨励費の補助につきましては、保護者が園に納める保育料に対する補助金でございまして、補助額につきましては、階層等によりまして、金額が異なる仕組みとなってございます。

こちらにつきましても、市町村民税所得割課税額が7万7,100円以下の階層の第1子、第2子につきまして、それぞれ年額13万9,200円が18万7,200円に、22万3,000円が24万7,000円に変更させていただくものです。

2枚目をお願いいたします。

最後に4番、今後の予定です。

6月に東京都北区立幼稚園条例、東京都北区私立幼稚園等の保育料に関する規則及び北区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱につきまして、改正をさせていただきました。

今月から改正の保育料につきまして、適応及び該当保護者への保育料のお知らせをさせていただきます。

また、従来制度型園に通園する園児保護者への就園奨励費補助金につきましては、4月から9月の税金分をまとめて11月にお支払いさせていただ後、10月分から来年3月までの後期分につきましては、来年3月にお支払いさせていただきます。

ですので、対象となられる方につきましては、4月にさかのぼって、増額した補助金が支払われる仕組みになってございます。

以上、報告申し上げました。

【会長】

ただいまのご説明に対して、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

次、5番ですね。児童扶養手当制度等の運用見直しについて。

それでは、事務局からお願ひいたします。

【事務局】

それでは、私のほうから児童扶養手当制度等の運用見直しについて、ご報告、ご説明させていただきます。

資料の5をご覧ください。

まず、説明の前に、この制度全般についてですけれども、お示しを2番以降でしております児童扶養手当等につきましては、基本的に国、そして都の制度に基づく手当等です。けれども、区市町村のほうで事業を実施しているもので、今回国等の政令あるいは根拠法令等が改正になりますて、それに伴う制度の運用が一部変更になるというものです。

まず、1番の要旨です。

本制度の運用の見直しの趣旨ですけれども、ひとり親家庭等の自立支援と、子育て世帯の支援としまして平成30年6月以降の各種手当等の制度の運用を変更するというものです。

詳しくは、2番の内容です。

今回、変更となる点は大きく3点です。

まず1点目、(1)です。未婚のひとり親家庭の母(父)に対する、寡婦(夫)控除のみなし適用です。それぞれの手当、上段から児童手当・児童育成手当ということで、お示しをさせていただいております。

2行目が、特別児童扶養手当。これが、それぞれ右側にあります、お示しの時期から、みなし適用が開始になります。

3行目、4行目です。こちら括弧書きで、若干大きくさせていただいておるところ

ですけれども、児童扶養手当、そしてひとり親家庭等の医療費助成。これにつきましては、対象となる方が、括弧にあります養育者及び扶養義務者が対象というところになります。お示しの時期からの適用です。

大きく2点目は（2）です。手当の中の児童扶養手当。こちらにつきます全部支給に係ります所得制限額の限度額の引上げです。

一例ですけれども、扶養親族が1人の場合、収入ベースで130万円から160万円に限度額を引き上げるというものです。実施時期につきましては、お示しの30年8月1日からというふうになります。

（3）、3点目です。公共用地の取得に伴います土地代金等にかかる特別控除をお示しの手当ですが、お示しの時期から適応というところが、大きく3点目です。

3番、その他ということですけれども、これ、今後の変更点の一例ということで、ご案内をさせていただくところですけれども、児童扶養手当。こちらの支払い回数につきましても、平成31年9月からの分につきまして、現行、年3回、お示しの月からですけれども、今後、奇数月の各月支払、年6回ということを助成しているというところが、報告としていただいているというところです。

私の説明は、以上です。

【委員】

質問なのですが、児童扶養手当のところで、養育者及び扶養義務者のみ対象と書いてあるのですが、前にもちらっと話が出たかと思うんですけど、例えばDVとかで、お母さんと子どもで逃げている家庭とかは、手続ができるのかどうかって、何か話に出たような、どこかで聞いたのか、混同しているかもしれないのですけれども、そういったケースって北区でもあるかと思うので、そういったケースに個別に対応は考えていらっしゃるのか教えてください。

以上です。

【事務局】

前回の議論が、私も承知していないのですけれども、基本的に、この手当については、やはり申請者の方のご事情ということを基本的にお伺いして、窓口で受け付け等を基本的にする内容となっておりますので、基本的には、その方のご事情に合わせて、ご対応させていただいているというふうに理解しております。

療育者及び扶養義務者のみ対象ということなので、今の質問と、趣旨が異なるかもしれないんですけれども、今回の目的、この制度ができたのは、いわゆる民法上、婚姻をしているかどうかで、差があることを解消するというのが大きな趣旨です。

ということで、今、上段の（1）で、上のほうは、ご本人ということで括弧書きがないところです。けれども、いわゆるご本人に対して、現状で行きますと、要は民法上婚姻していない人は、対象外になるというような手当が、上の二つの例示ですので、それについては差がないようにということで、同じ扱いにしますというような区別で、後段の2行の児童扶養手当、ひとり親家庭については、従前の婚姻の有無で計算が変わることがないので、それについては養育者と扶養義務者。これが例えばの話、

母親の方から事実かどうか関係者のご自宅で、お父さん、おじいちゃんと一緒に住んでいるときに、その方の所得を計算するときに、寡婦控除が適用応されますよというようなところなので、その制度が変わりましたというところです。若干質問とは、ずれるかもしれないんですけども、今回の制度の改正の趣旨は以上でございまして、いずれにしても、申請者のご事情を踏まえて対応させていただくようなところです。

【会長】

ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、平成31年度北区放課後子ども総合プランの実施について、お願いいいたします。

【事務局】

それでは、私から資料6から8について、報告をさせていただきたいと思います。

まず、資料6、平成31年度北区放課後子ども総合プランの実施について、1の要旨をご覧ください。

子どもたちの安全・安心な活動拠点を小学校内に提供する放課後対策事業である「放課後子ども総合プラン」は、北区教育ビジョン2015等で平成31年度までに全校実施を目指しております。今年度は、導入準備最終年度にあたるため、平成31年度実施予定校5校（王子小学校、としま若葉小学校、赤羽小学校、桐ヶ丘郷小学校、袋小学校）の検討状況等を報告させていただきます。

なお、王子第一小学校については学校改築後、平成33年度に導入予定ですというところです。

次に、2の現況をご覧ください。

今年度、新たに5校で放課後子ども総合プランを開始し、区内全小学校35校中29校へ放課後子ども総合プランを導入いたしました。来年度導入校については、平成30年5月から順次準備委員会を発足し、また赤羽小学校と袋小学校については校庭に別棟を建設し実施をいたします。

3のスケジュールについては、お示しのとおりです。

資料をおめくりいただきまして、これまでの年度別の導入状況、来年度導入校の検討状況、平成30年度に再公募となる学校をお示しさせていただいているところです。

中段にお示しのとおり、平成31年度実施予定校の5校の準備委員会を既に開催させていただいておりまして、5校全て事業委託方式にて、来年度導入させていただく予定です。

また、実施方式につきましては、平成30年度まで導入した29校全て、学童クラブと放課後子ども教室が同一の小学校に活動を備える一体型で進めてまいりましたが、としま若葉小学校のみ、2つの学童クラブのうち、一つを現状どおり小学校の外に残して実施する連携型で進めていく予定です。

としま若葉小学校につきましては、学校の外にある定員70名の「風の子クラブ」を学校の中に入れるためには、普通教室2教室分を確保しなければならないところですが、近年利用数の増加に伴い、今後も普通教室などが不足することが想定されるた

め、学校の外に学童クラブを残した連携型で進めていく予定です。

としま若葉小学校と「風の子クラブ」の位置関係につきましては、3ページの参考資料をご覧ください。

連携型の放課後子ども総合プランの実施方法につきましては、学童外にある「風の子クラブ」を利用する児童の放課後子ども教室を利用できるよう、今後、学校や学童クラブの事業者等と協議しながら、検討していきたいというふうに考えてございます。

資料6の私からの説明は、以上です。

【会長】

それでは、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業について、お願いします。

【事務局】

続きまして、資料7、生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業について、ご説明させていただきます。

1の要旨をご覧ください。

北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業「みらいきた」を平成29年10月から区有施設2か所、定員40名で開始をいたしました。

平成30年度からは、対象をひとり親世帯等だけでなく、生活困窮世帯も対象に加え、区有施設3か所、定員75名で実施するにあたり、平成30年4月に受講者が募集を行い、三者面談後、受講予定者を決定したことを報告させていただきます。

次に、2の事業の概要をご覧ください。

(1)の対象については、生活保護・就学援助・児童育成手当受給世帯の中学生1、2年生のうち、対象世帯へ直接、募集通知を送付し、申し込みを募りました。

(3)の実施場所については、区有施設3か所全ての対象で、週1回2時間程度の学習支援を実施いたします。

実施場所については非公表とし、面談後、受講決定者のみへ通知をしております。

(4)の実施主体につきましては、今年度7月からスタートいたします滝野川西地区も含め、株式会社エデュケーションネットワークへ事業委託をしております。

(5)の実施内容につきましては、昨年度と同様の形で学習支援を実施いたします。

資料をおめくりいただきまして、(6)の選考結果をご覧ください。

応募については、定員を大きく上回る118名から応募いただいた状況ですが、受講の必須条件になる三者面談の前、もしくは面談後に、部活やほかの習い事を理由に毎週通うことができない等の理由で、辞退者が多数出ております。

また今後、事業展開するに当たって、途中でおやめになる方も出ることが想定されるため、落選者へは欠員が出た場合、連絡させていただく旨の通知を入れさせていただいたところです。

今年度、多くのご応募があったことを踏まえまして、来年度以降の定員拡充につい

ても、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

3のスケジュールにつきましては、お示しのとおりです。

資料7の私からの説明は、以上です。

【会長】

それでは、ご質問等いかがでしょうか。

【委員】

落選者33名というのは、結構多い数字だなと思ったのですが、まず、落選と当選はどのように決まっているのかということをお伺いしたいということ。あと、教室の曜日が決まっているので、きっと、その辞退者の方とか初めから応募しない方とか、その辺で無理があるお子さんもいるかなと思うのですが、これって施設利用の関係で、利用日が決まったのかどうか。

例えば、本当は何曜日のほうがいいとかいう、希望を聞くとか大変でしょうね、そういうことがもし可能であればということと、あと、私、地域で学習支援教室をしていて、「みらいきた」に行かないでうちに来ている中学1、2年生とかいるのですが、私は、はっきり聞いたわけではないんですが、例えば発達障害のお子さんが、ここで受け入れてくださるのかどうか、伺ってもいいですかね。

【事務局】

まず、1点目の選考基準についてというところのご質疑いただいたと思います。

まず、こちらの基準については、多子世帯を優先したりとか、ひとり親の方を優先したりですか、また区のほかの学習支援を利用していないといったところを、そういったところを基準とさせていただいて、選考をさせていただいたというところです。

また、施設について、面談後もしくは面談前におやめになったという、辞退されたということで、施設ということでおやめになったということではなくて、思ったより、親御さんがどうしても支援を受けたいという気持ちになっていても、なかなかお子さんの気持ちがついていかないとか、あと実際に毎週通っていただくことを前提としている事業ですので、部活動やほかの習い事で来られないといった理由で、受けていただく前におやめになって、辞退されている方がいるところです。

また曜日についてですが、金曜、土曜、水曜ということで、ほかの曜日ということで設定させていただいておりますので、場所は遠くなつたとしても、第一希望、第二希望ということで、第三希望まで出していただくことで申し込みいただいているというところですので、なかなか全員の方から、曜日の希望を聞くことは難しいかなというふうに考えております。

また、最後に発達障害の受け入れについて、ご質疑があったかと思うのですが、現状ですね、申し込みをしていただいて、面接の段階でもいらっしゃらなかつたんですが、お申し込みの段階で、そういう方も申し込みができるかといった問い合わせがあったのですが、なかなか発達障害のお子さんを特別な資格がない支援員が支援する

ということはなかなか難しい状況でして、現状ですと発達障害のお子さんについては、支援についてはお断りをしているという状況です。

以上です。

【委員】

発達障害のお子さんを持つ親御さんとお話をしていると、なかなか学校で一律の学びが難しいので、個人対応の、そういう地域の学習支援教室に来て、大変助かっているというお話をよく聞いていて、でも、結局中学校になると、そこを出なくちゃいけないということですよね。社会福祉協議会と地域のボランティアでやっている、そこから籍を抜かなくちゃいけないので、じゃあ、その後どこに行けばいいのかと不安を持っているというお話を聞いたので、きょうは、はっきり伺ったわけですが、そういう方については、どのようなお考えなのでしょうかね。区側としては。

【事務局】

発達障害や特別支援のお子さんにつきましては、区のほうも「みらいきた」という学習支援、高校の受験対策になっているような、居場所ではもちろんあるのですが、そういった事業だけなく、教育委員会全体での施策というところで、対応させていただきたいと考えております。

【委員】

今のところ、具体的に何をされるのか、意味がつかめなかつたんですが、考えていくということだったのですか。今は具体的にはないから、これから考えていきたいということなのでしょうか。

【事務局】

学習支援におきましては、そういった発達障害のお子さんであったり、特別支援のお子さんという方の専門員というのをつけることがなかなか難しい状況ですので、「みらいきた」では、そういった学習障害や特別支援のお子さんというのを受け入れていないというところです。

【委員】

それでは、「みらいきた」以外に、そういうことを考えるということはあるのでしょうか。検討するということはあるのでしょうか。

【事務局】

実際のところ、今現在、そこに該当するような施策がないという現状です。

特別支援教育の中で、対応していくものかなというふうに考えてていますけれども、ストレートにそれをやるとすると、新しい事業になります。

そういった意味では、現行の制度の中での運用等で、どこまで対応できるか検討させていただきたいのですが、具体的に今こういう形でとは、明示できなくて申しわけ

ないのですけれども、今、課題として捉えています。

【委員】

では、期待してお待ちしています。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

すみません。もうすぐ8時半なのですけど、あと二つほどやらせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、次の子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について、お願いいいたします。

【事務局】

続きまして、資料8、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について、ご説明させていただきます。

1の要旨をご覧ください。

先ほどもご説明させていただきました学習支援同様、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業を平成29年10月から開始しているところです。

昨年度、申請は9団体でしたが、今年度は12団体から申請を受け付け、審査後、全ての補助金申請団体に対して補助金の交付を決定いたしましたことをご報告させていただきます。

2の現状をご覧ください。

地区別ですと補助金交付決定団体数を見ますと、王子地区が5団体、赤羽地区が5団体、滝野川地区は2団体となってございます。

3の事業の概要につきましては、昨年度と同様に月2回以上、定期的に実施いただくことを補助要件として、経費や運営についての補助させていただいております。

4番のスケジュールにつきましては、お示しのとおりです。

資料をおめくりいただきまして、補助金交付決定団体名等をご覧ください。

今年度、新たに補助金の申請をいただきました団体につきましては、2番の子ども食堂ゆうひが丘、5番の寺子屋子ども食堂・王子、10番の発元気食堂の3団体です。

月2回実施いただく団体がほとんどですが、今年度は10番の発元気食堂については週1回、5番の寺子屋子ども食堂・王子については、週2回実施する予定です。

北区の補助要件を上回る実施回数子ども食堂実施いただける団体からも、申請を受け付けているところです。

なお、寺子屋子ども食堂・王子については、9月から開始を予定しているところでございまして、開催時間は資料のときには未定というふうに記載しておりますが、先日17時30分～20時で実施いただけるということで、決定をいたしました。

支援させていただきました団体の情報につきましては、最新情報をホームページで掲載していただく予定です。

資料8の私からの説明は、以上です。

【委員】

今回この資料を送っていただいたて、私の住んでいるところの町内では、始まったのだなということを知りました。全然知らなかつたもので、ホームページとか何かあるのかなとか、フェイスブックあるのかなと調べてみたら、全く出てこなかつたというところがあつて、広報とかを支援したりとか、もしくは運営者への最低こういう報告は、外に出してほしいとか、そういう基準とかはないのですかね。

私、豊島区とか板橋区の子ども食堂に、実際に食べに行ったことがあつて、何となく雰囲気はわかっているのですが、行くのに結構ハードルはあるので、全然知らないところに行くときに、こんな感じで楽しくやりましたとか、こんなおいしい食事ですよ、みたいなのがフェイスブックに載つていて、初めて行けるかなというところがあるので、広報って結構大事かなと思いました。ポスターも同じ町内ですけど見たこともなく、必要な人に、この情報が届いているのだろうかというのが心配だったので、広報について、先ほどホームページとか報告されるというお話だった、区のホームページでということがあったのですが、何か独自で、多分それぞれ楽しそうにされていたり、おいしそうにされているのが見られたらいいのになと思うので、何かそういう基準や支援とかされるのかを教えてください。

【事務局】

広報について、ご質疑をいただいたところです。

まず、昨年度につきましては、9団体の活動支援させていただいたて、区のホームページで、団体ホームページの設立されている団体については、そこでリンクして、その団体の情報を見れる状況にさせていただいているところです。

また、今年度につきましては、今まで団体の情報が、団体名と団体住所、代表者ということだけ載せさせていただいていたのですが、実施の曜日や、実施の時間についても、今団体と協議をいたしまして、ホームページで載せることが可能であれば、全体について見直しをさせていただきたいというふうに思っています。

子ども食堂の活動については、どこまで広報していいのかということを話して、やはり広く広報することにより、本来支援が必要な、例えば、いじめられたお子さんとか、不登校のお子さんたちが使つていたところに、支援が必要じゃない子が行くことによって、今まで使えていた居場所が使えなくなるといったところもありましたので、広報については、やはり慎重に進めてきたところです。

先ほども、お話をさせていただいたところですが、広報の必要な方に支援が届いているのかというところもありますので、先ほど児童育成手当の受給されている方に、そらまめ相談室、ひとり親家庭の相談窓口の実施状況や、あとは土曜相談というのを実施させていただいていますので、それとともに子ども食堂の情報についても、ひとり親の方に通知するような形で、今後は進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

【委員】

北区では、今、私が把握しているところは20か所、子ども食堂が運営されているのですが、昨年6月に「北区子ども食堂ネットワーク」という緩やかな情報交換をするネットワークを立ち上げて、半年に1回ぐらいは顔を合わせて、いろいろ話し合いなどを行っています。

それで今年の4月に、子ども食堂ネットワークに加盟している団体のうち、公開していいというところをリーフレットにまとめて、A3の裏表で、それ三つ折りにして、写真も含めて住所とか、連絡方法とかをまとめて、出しました。社会福祉協議会とネットワークでいろいろ検討しながらつくったんですが、予算のないところでつくったので、2,000枚でしたかね、それしか部数がなくて、学校とか、区の子ども関係の施設ですとか、保育園とかに、いろいろお配りしたかなと思います。

それから、加盟したところが増えて、そして公開してもいいよ、公開したいというところも増えて、もう少し情報を増やして、近々また改訂版という、更新してリーフレットをつくる予定なので、今度は予算がきちんと取ってつくるので、たくさん刷って、できるだけあちこちまきたいなとは思っています。

なので、公開していいというところは結構多いです。そして、ホームページはやっぱりあったほうがいいというところで、ネットワークとしてホームページをつくって、ホームページを持っているところ、フェイスブックとか、ブログもやっているところにリンクを張ってすぐ飛べるように、そういうことも今準備をしているところです。もう少しお待ちいただければと思います。

【委員】

児童館なのですが、ここの中に入っている団体のチラシを預かったことがあります。やはり、開設はしたけれども、なかなか人が来ないということで、目の触れるところにおいてほしいということで置かせていただきました。うちに置いたチラシが、効果があったかどうかはわからないのですけれども、この前お伺いしたところ、来て困っているというふうに、来過ぎて困っているというので、1回ではなく、複数回設けようか、あるいは大人の人たちとも接するような会を設けたいというふうな話を聞いていますので、やはりサンプルを置いたり、そういう広報の活動が大事なのだなという思いがあります。

先ほど、委員がおっしゃっていたリーフレット、窓口にあったので一部いただきました。

【会長】

ほかには、いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援教室について。

【事務局】

私のほうからは、資料9の生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援教室について、報告をさせていただきます。

先ほど、子ども未来部副参事のほうから、中学1、2年生対象の学習支援事業「み

らいきた」について、お話をありがとうございましたが、それより先行いたしまして、28年度から学習支援教室の立ち上げを社会福祉協議会に委託しまして、実施している事業についてのご報告です。

資料の要旨の2番にありますとおり、28年度から実施しておりますと現在、東十条、滝野川、桐ヶ丘、堀船の4か所の地域で、この教室を実施しているところですが、今回新たに王子地域で、30年8月から、さらに1教室を実施するということです。場所につきましては、非公開とさせていただいているところです。対象者は、先ほどの「みらいきた」と同様、生活保護、就学援助、児童育成手当受給世帯の原則として、小学生です。

この事業、28年度から開始してございまして、今年度から、この事業の対象を小学生にさせていただきましたが、昨年度以来、常に教室に通っている方で、既に中学生に上がられた方については、本年度、来年度に限って、引き続き、この教室に来られることを認めるということでの特例を認めていくものです。

実施主体につきましては、地域で子どもたちの活動を支援しているボランティアの皆様方。定員は、各15名程度とさせていただいています。

実施回数は月2回、平日の夜間または土曜日の昼間で、2、3時間程度の教室となってございます。

また、内容につきましては、ワーク、ドリル等を活用して、学習支援者1名につき子ども数名程度で学習するというような戻り学習の実施。

それから、社会福祉協議会スタッフによります、定期的に教室の実施場所における進路相談。必要に応じまして、保護者に対して子どもの進学に必要な、さまざまな公的な支援制度のワーク内等の養育支援を行っているところです。

今後の予定ですが、6月下旬となっておりますが、既に30年度の募集を開始いたしまして、7月10日に募集を締め切ったところです。

申し込みが100名余ございまして、今回受け入れ可能なのが、先ほど申し上げた王子地域で新たに開始する15名のほか、既存の地域で約30名程度ございます。全体で45名程度が受け入れられるかなと思ってございますが、100名余の応募がありまして、これから書類選考、また三者面談を行いまして、最終的には今月中に教室に通っていただける方を決めさせていただく予定となってございます。

私のほうからは以上です。

【会長】

それでは、ご質問等ありましたら、お願ひいたします。

【委員】

学習支援者の方が、支援されるということなのですが、これはどういう方なのか教えていただけますか。これはボランティアさんなのか、それとも、雇われていらっしゃる方なのかというのについては、いかがでしょうか。

【事務局】

学習支援を行っている方は、地域の方々です。学生さん等もおられれば、既にもう引退されているような方、また地域でさまざまな活動を行っている方々には、社会福祉協議会との関係の中で、活動を支援していただいているというような状況です。

【委員】

捕足しますと、うちでやっているのは、講師は教員経験者の方が多くて、あとは学生さん、将来小学校の教員になりたいとか、そういう方が多いです。また、会社員の方、子どもを教えた経験がある、子どもが好き、ボランティアを地域でやりたい、そういう方がボランティアで来ていらして、皆さん非常に熱意のある方だと思っています。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に事務局のほうから、ほかの計画について、説明があるということです。

【事務局】

1点、報告とお願いをさせていただきたいと存じます。

先ほど子ども・子育て支援計画2020の報告ございましたけれども、教育政策課におきましては、学校教育を主眼といたしました教育ビジョン、資料はございません。申しわけございません。口頭で言わせていただきます。「教育ビジョン2015」、これを改訂いたしまして、2020に策定作業に取り組んでいるようなところで、先ほどの子ども・子育て支援計画と同様のスケジュールで、今年度調査、そして来年度、策定作業といったようなスケジュールで進めてまいります。

つきましては、この課題の抽出となるというようなところで、先ほどの支援計画と同様に区民の皆様を対象にした意識・意向調査。これを行ってまいります。対象は、0から15歳のお子さんを持つ保護者の方、2,000名というようなところで進めてまいります。

つきましては、この調査の内容ですけど、就学前教育ですとか、要は学校教育、あるいは家庭、地域の教育力といったような視点で、ご意見を伺ってないところですけれども、先ほどの皆様方のご意見を伺っておりましても、ぜひとも、この会議の皆様のご意見を伺う必要があるというふうに痛感したところです。

本日は、その調査所の中身、お持ちできなくて大変恐縮ですけれども、意識・意向調査の案ができ次第ですね、今のところ8月の上旬を予定してございますけれども、皆様方のお手元にお送りさせていただいて、恐縮ですけれども、1週間程度の期間をもちまして、ご意見がございましたら、お寄せいただけるような、そんなことでお願いをしたいというふうに考えてございます。

なお、内容につきましては、子ども・子育て支援計画の意識・意向施策調査と重複しないような形で、内容を設定してまいりたいと思いますので、ぜひとも、お力添えをお願いしたいというふうに考えてございます。

以上です。

【会長】

ただいまのご説明に対して、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

先ほどの件で、補足させていただきたいのですが、意識調査・意向調査ということで、「調査対象については、事務局のご提案のとおりでよろしいですか」ということを申し上げたのですが、いろんなご意見も出ていますので、もう一度こちらのほうで協議させていただいて、最終的に計画等を正副会長にご一任いただくということにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から、次回の会議のお知らせをお願いします。

【事務局】

それでは、次回の会議につきましては、8月23日の木曜日、午後の6時30分から、本日と同じ会場です。詳しくは、改めて通知文をお出しさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【会長】

それでは、皆様、今日はいろいろ議論することがたくさんありましたけれども、時間も超過してしまって、申しわけありません。それでは早速お願いしましたように、7月23日までにご意見をいただければと思います。

本日は、お忙しいところありがとうございました。これで、閉会とさせていただきます。